

## 第49号議案

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律  
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年8月16日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理する必要があるので提案する。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係  
 条例の整理に関する条例

(長岡京市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 長岡京市個人情報保護条例(平成11年長岡京市条例第18号)の一部を次のよ  
 うに改正する。

改正後	改正前
<p>(訂正等請求に対する決定等)</p> <p>第19条 【略】</p> <p>2～6 【略】</p> <p>7 実施機関は、第1項の規定による訂正をする旨の決定に基づく保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(訂正等請求に対する決定等)</p> <p>第19条 【略】</p> <p>2～6 【略】</p> <p>7 実施機関は、第1項の規定による訂正をする旨の決定に基づく保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

(長岡京市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 長岡京市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年長岡京市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に          関し必要な事項を定めるものとする。          (特定個人情報の提供)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に          関し必要な事項を定めるものとする。          (特定個人情報の提供)</p>

改正後	改正前
<p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 【略】</p>	<p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 【略】</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。